

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
千葉用水総合管理所長 土田 百合子
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | | |
|-----------|--------------------------|------------------|
| 1 件 名 | 成田用水施設改築事業水掛地区工事用進入路補修工事 | (オープンカウンター方式による) |
| 2 工 事 場 所 | 千葉県成田市水掛地内 | |
| 3 工 期 | 契 約 締 結 の 翌 日 から | 令和8年9月10日 まで |
| 4 内 容 等 | 別途交付する仕様書等のとおり | |

記

- | | |
|--|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見 積 参 加 要 件 | 当機構における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、建設工事の業種区分の「舗装工事」の認定を受けているものであり、かつ、千葉県内に本店又は支店等がある者。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提 出 方 法 | 電子メール(又はFAX)による。
なお、電子メール(又はFAX)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 見 積 書 提 出 期 限 | 令 和 8 年 7 月 27 日 10:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所
電子メール nyukei_chiba@water.go.jp FAX番号 047-483-0709 |
| 5) 担 当 者 | 経理課 岩淵 |
| 6) 質 問 書 提 出 期 限 | 令 和 8 年 7 月 23 日 10:00 まで |
| 7) 見 積 日 時 | 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会を求めない。 |
| 8) 見 積 回 数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和08年07月29日までとします。 |
| 9) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 辞 退 | 見積依頼書等をダウンロードし、見積依頼書等の交付受領書を提出した後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。 |
| 5 見 積 結 果 | 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌営業日までに書面により通知します。 |
| 6 そ の 他 | |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2) 請負代金の支払いについては、 <u>履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。</u> | |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、見積依頼書等の交付受領書に任意の3ケタの数字をご記入ください。 | |
| 4) 契約の相手方として決定した場合には、担当者の指示するところにより、速やかに契約書または請書を作成するものとします。なお、契約金額が100万円以下の場合は、契約書及び請書を省略することができます。 | |

見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 経理課 岩淵			
	電話番号	047-483-0722	FAX番号	047-483-0709
	メールアドレス	nyukei_chiba@water.go.jp		
発信者 (※必須)	(住所)			
	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			

以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。

○見積依頼件名

成田用水施設改築事業水掛地区工事用進入路補修工事

○くじ用数値

くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

○見積辞退について

見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

○同方式の承諾

「独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。

☐ 承諾する

成田用水施設改築事業
水掛地区工事用進入路補修工事

仕様書

令和 8 年 7 月

独立行政法人 水資源機構
千葉用水総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

この仕様書は、水掛地区工事用進入路補修工事（以下「本工事」という。）に適用する。

第2節 工事の内容

1. 工事場所

千葉県成田市水掛地内

2. 工事概要

不陸整正 1 式

舗装 1 式

第3節 工期等

1. 工期は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から令和8年9月10日までとする。
2. 本工事は、圃場周辺の道路の補修であるため、受注者は、稲刈り時期前（8月8日迄）に舗装を完了させるものとするが、作業着手時期を監督員と打合せ決定するものとする。

第4節 工事数量

工事数量は、別添「工事数量総括表」のとおりである。

第5節 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1.により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1.及び 2.の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

第6節 建設副産物等

本工事は建設副産物実態調査（センサス）の対象工事である。

受注者は、資材の利用及び搬出の有無にかかわらず、再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を以下の国土交通省HP掲載の「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」により作成するものとする。

URL:http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

再生資源利用〔促進〕計画書は、施工計画書に添付するとともに、電子データを監督員に提出するものとする。

再生資源利用〔促進〕実施書は年度毎及び工事完成時に電子データで監督員に提出するものとする。

第 7 節 施工計画書

1. 受注者は、工事着手前または施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

2. 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。

計画工程表、現場組織表、主要資材、施工方法、施工管理計画、安全管理、緊急時の体制及び対応、交通管理

第 8 節 交通安全管理

1. 受注者は一般車両と共用する区間について、一般車両等の交通安全対策に十分留意し、必要な対策を実施するものとする。

2. 工事現場への資材、重機等の搬入出に際しては一般車両等の交通安全確保に万全を期すものとする。

3. 受注者は工事に使用する車両について、その旨を明示した車両とするものとする。

4. 工事期間中に配置する交通誘導員は、作業当日の施工範囲の前後に 1 名ずつ配置を見込んでいる。

第 9 節 施工時期及び施工時の注意

1. 作業時間は、原則として午前 9 時～午後 5 時の間とする。受注者は、周辺等に騒音・振動等の被害を及ぼす恐れのある作業を、夜間及び早朝(午後 5 時～午前 9 時)に行ってはならない。

2. 受注者は、やむを得ず夜間及び早朝(午後 5 時～午前 9 時)に作業を行う場合は、監督員と協議し、監督員が認める作業においてその指示に従うとともに関係者の了解を得るものとする。

3. 受注者は、関係者及び関係機関等との協議により作業時間の変更が必要となった場合は、監督員と別途協議するものとし、設計変更協議の対象とする。

第 10 節 関係機関との協議

本工事に係る協議は以下を予定しており、協議が完了するまで、この区間に着手してはならない。

また、協議が成立した際は、監督員より受注者へ通知するものとする。

協議内容等	許可日等予定日	備考
法定外公共物	(協議期間 1 週間程度)	本工事施工全区間

第 11 節 現場技術員等

1. 現場技術員及び監督補助員

本工事の実施に当たり、監督の補助業務を別途、現場技術員または監督補助員（継続雇用従事者）（以下「現場技術員等」という。）に付する場合がある。

なお、本工事に配置する現場技術員等の氏名は、別途監督員が通知するものとする。

2. 業務の協力

受注者は、現場技術業務等を管理する管理技術者及び業務従事者が現場の状況を把握するために現場に立ち入る場合は、これに協力しなければならない。

第 12 節 立会による確認

受注者は、次表の施工について、監督員の立ち会いによる確認を受けなければならない。

種別	細別	立会する工事内容	備考
後片付け		片付け状況	
不陸整正 舗装	出来形	巾、厚さ、密度	不陸整正の密度は除く

第 13 節 成果品の納品等

1. 工事完成図書は次のとおり提出するものとする。

(1) 電子媒体(CD-R 又は DVD-R) 一式(2 部)

(2) 工事完成図製本 2 部

2. 受注者は、工事完成図書の電子媒体の提出に当たっては、「技術情報インデックスファイル」を電子媒体で格納して提出するものとする。

なお、「技術情報インデックスファイル」の様式は水資源機構ホームページに掲載しており、記入内容については監督員が別途指示するものとする。

第 14 節 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督員へ電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出等を行わなければならない。

また、監督員へ提出する電子データの作成、メールの送信を行うパソコンのウイルスチェックソフトについては、常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 15 節 情報の漏洩、窃用等の対策

受注者は、工事の施工のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。

また、水資源機構情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、監督員に提示を依頼するものとする。

第 16 節 震災対策

1. 受注者は地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとし、地震発生時の対応については、監督員が通知するものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第 17 節 その他

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第 2 章 材料

第 1 節 再生資材

1. 受注者は、工事に使用する材料のうち、次に掲げる表の資材については再生資材とするものとする。

ただし、受注者は、再生資材製造工場の都合等により次に掲げる表の再生資材の使用が困難な場合は、監督員と協議するものとし、監督員が新材の使用を指示した場合は設計変更協議の対象とする。

資 材 名	規 格	用 途	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40	不陸整正	
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスコン	表層	

2. 受注者は、再生資材を使用する場合、次に掲げる項目により品質が適正なものであるか確認の上で使用するものとする。
 - (1) 上表の再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は、品質等は、「プラント再生舗装技術指針」によるものとする。
 - (2) 再生骨材は、木くず、紙、プラスチック、れんが等混入物を有害量含んではない。
 - (3) 再生加熱アスファルト混合物の再生用添加剤は、アスファルト系または、石油潤滑油系とする。
 - (4) 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会、平成 22 年 11 月）による。

第 3 章 舗装

第 1 節 舗装

1. 現地条件及び関係機関等との協議の結果等により、舗装構成、補修方法及び補修範囲等に変更が生じた場合は、監督員が別途指示するものとし、設計変更協議の対象と

する。

2. 施工時においては、砂利等が水田に飛散しないよう留意するものとし、飛散した場合は、耕作物に損傷を与えないよう回収するものとする。
3. 舗装現場における出来形管理基準及び規格値、品質管理基準及び規格値は、次表のとおりとする。

出来形管理基準及び規格値

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備考
アスファルト舗装工	厚さ	-9 mm	幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアー を採取して測定。ただし、幅は設計 図書の測点によらず延長 80m 以下の間 隔で測定することができる。	コアー採取箇所は、舗装幅 2 m を超える場所とする。	
	幅	-25 mm			

品質管理基準及び規格値

試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	備考
現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の 94% 以上。	締固め度は、個々の測定値が基準 密度の 94% 以上を満足するものとする。		
温度測定 (初期転圧)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1 日 4 回	午前・午後各 2 回
外観検査 (混合物)	目視		随時		

4. 本工事の写真管理は、工事の施工前、施行中、施工後の状況がわかるよう、適切に行うものとする。

以上

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 成田用水施設改築事業 水掛地区工事用進入路補修工事

独立行政法人 水資源機構
千葉用水総合管理所

工事数量総括表

工事名	成田用水施設改築事業 水掛地区工事用進入路補修工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
舗装		式		1		
舗装工		式		1		
アスファルト舗装工		式		1		
不陸整正	補足材有りRC-40 t=30mm	m 2		200		
舗装	再生密粒度アスコン(13) t=30mm	m 2		200		
交通管理工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		(約10人)
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		

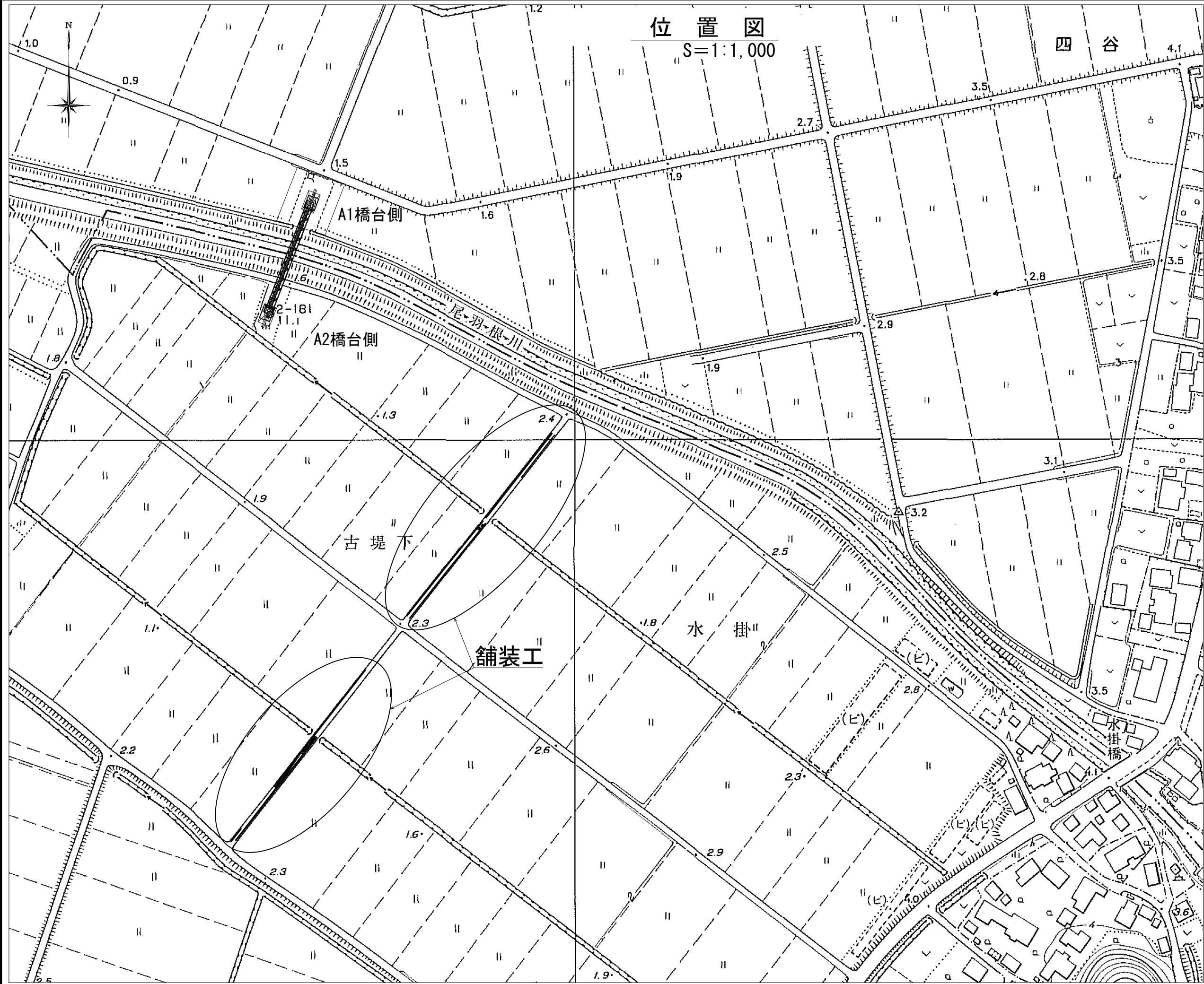
工事数量総括表

工事名	成田用水施設改築事業 水掛地区工事用進入路補修工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

成田用水施設改築事業
水掛地区工事用進入路補修工事

設 計 図

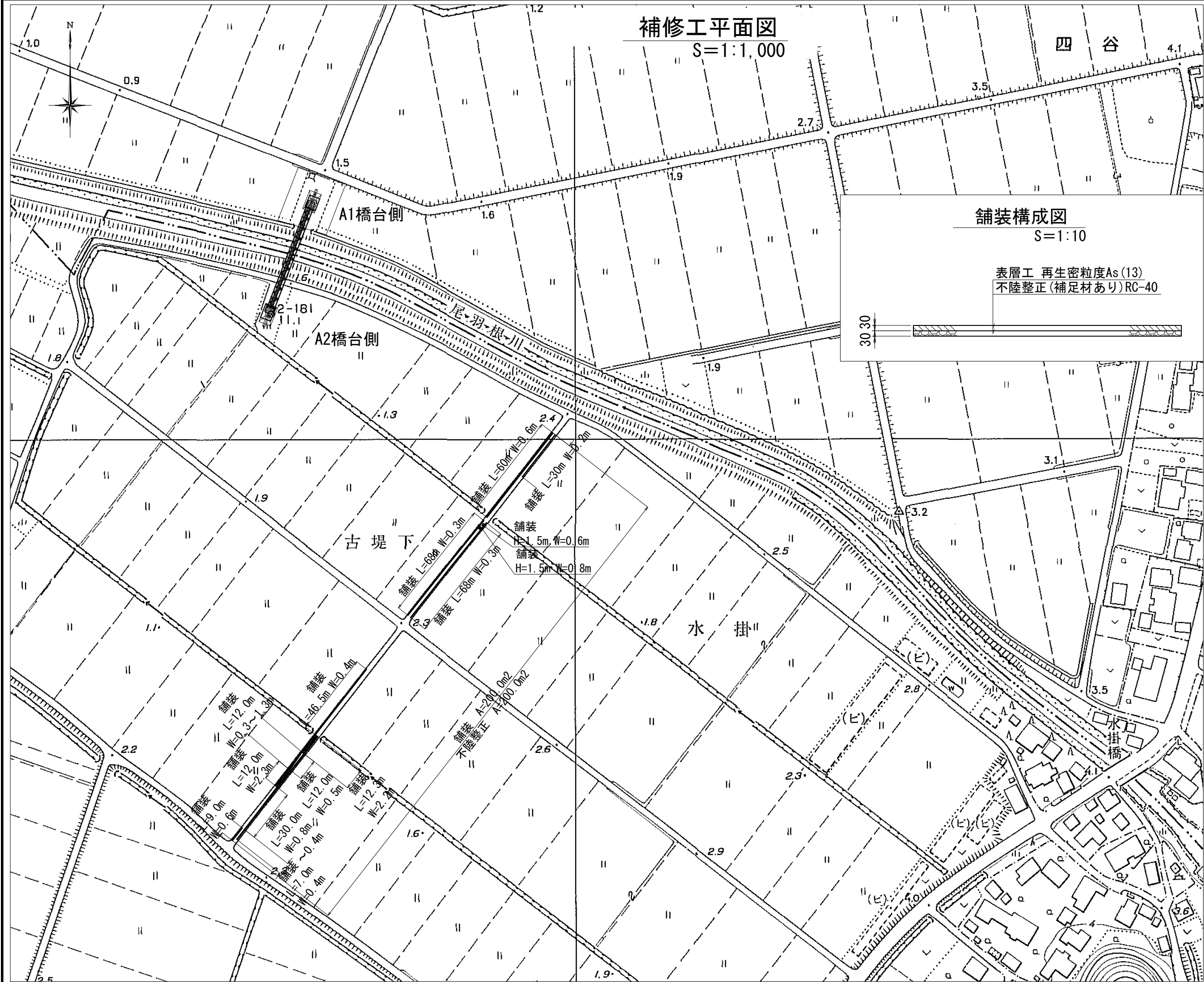
独立行政法人 水資源機構 千葉用水総合管理所



注意事項

- 適用
この図面は、成田用水施設改築事業 水掛地区工事用進入路補修工事における位置図に適用する。
- 単位
測点、標高はm単位で示し、構造寸法は特に示さない限りmm単位で示す。

工事名 成田用水施設改築事業 水掛地区工事用進入路補修工事	
名称 位置図	
登録番号 C1-26-013-001	整理番号 09-01-200
独立行政法人 水資源機構 千葉用水総合管理所	



補修工平面図

S=1:1,000

四谷

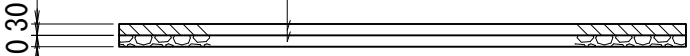
注意事項

- 適用
この図面は、成田用水施設改築事業 水掛地区工事用進入路補修工事における補修工平面図に適用する。
- 単位
測点、標高はm単位で示し、構造寸法は特に示さない限りmm単位で示す。

舗装構成図

S=1:10

表層工 再生密粒度As(13)
不陸整正(補足材あり)RC-40



工 事 名 成田用水施設改築事業 水掛地区工事用進入路補修工事	
名 称 補修工平面図	
登録番号 C1-26-013-002	整理番号 09-01-200
独立行政法人 水資源機構 千葉用水総合管理所	

見 積 参 考 資 料

工 事 名 成田用水施設改築事業 水掛地区工事用進入路補修工事

この「見積参考資料」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。

独立行政法人 水資源機構
千葉用水総合管理所

見積参考資料

工事名	成田用水施設改築事業 水掛地区工事用進入路補修工事					(当 初)	工種区分	舗装工事		
工事区分・工種・種別・細別・積算要素	規格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	参 考 事 項				
						名称	単位	数量		
舗装		式		1						
舗装工		式		1						
アスファルト舗装工		式		1						
不陸整正	補足材有り RC-40 t=30mm	m 2		200		不陸整正 人力 不陸整正 機械	m2 m 2	145 55		
舗装	再生密粒度アスコン(13) t=30mm	m 2		200		< 100 m 2 当り > 表層（車道・路肩部）	m 2	100		
交通管理工		式		1						
交通管理工		式		1						
交通誘導警備員		式		1		交通誘導警備員 B	人	10		
直接工事費		式		1						
共通仮設費		式		1						

見積参考資料

工事名	成田用水施設改築事業 水掛地区工事用進入路補修工事					(当 初)	工種区分	舗装工事		
工事区分・工種・種別・細別・積算要素	規格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	参 考 事 項				
						名称	単位	数量		
共通仮設費（率計上）		式		1						
純工事費		式		1						
現場管理費		式		1						
工事原価		式		1						
一般管理費等		式		1						
工事価格		式		1						
消費税相当額		式		1						
工事費計		式		1		建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。				